国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十五日晴 早朝

十六日晴辛
一辛酉
旦

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十八日晴

十九日晴四十度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

廿二日晴
一辛酉刻辛酉
一辛酉刻辛酉
一刻昆布
一刻昆布
一辛酉刻辛酉
一辛酉刻辛酉

廿三日　晴　四十六度　午後六十七度

一午前九時ゟ須多町ヘ罷出ル
奥方様御[illegible]同十時ゟ帰宅
一当月十日ゟ[illegible]被仰出候ニ付
[illegible]来ル[illegible]六月[illegible]
言上[illegible]御所[illegible]
[illegible]十三日御[illegible]
[illegible]十三日夜ニ[illegible]
[illegible]千代[illegible]吉村[illegible]
言[illegible]長[illegible]
安武[illegible]
[illegible]
午後九時[illegible]帰

一
左大臣一条忠香
二条[illegible]
[illegible]
柳井左久馬
[illegible]
[illegible]大臣[illegible]
[illegible]
士族
吉村[illegible]
吉村豊次
[illegible]大臣[illegible]
[illegible]
[illegible]
右之通本日[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿六日晴
一午刻十一時出
十二時退
一午刻十時頃、行
午後一時頃
廿七日晴 氷平二度
一午後二時
事終

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

廿九日晴陸

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十二月

一日晴 巳刻
一午前八時ず
西洞院川北
日次時ず
巳午二重北
西洞院西
午後四時ごり
修行
勝
大
寛

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

八日晴

十日晴

十一日 霽 午時 四十七度
午後 [illegible]

一 午前六時出宅 芝[illegible]宇田川町
三丁目村田[illegible]
三川[illegible]
次[illegible]
[illegible]京橋[illegible]
北紺屋町六番地[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]日吉町[illegible]
[illegible]

一 [illegible]十時[illegible]
[illegible]
[illegible]午前十時[illegible]帰宅

一 午後十時[illegible]
[illegible]
井上[illegible]午十二時帰宅

一 午後一時[illegible]出宅 呂平橋[illegible]
[illegible]帰宅
[illegible]
北[illegible]町六番地住
平民

一 [illegible]
[illegible]

十二日 晴 [illegible]十三度
午後 [illegible]

一 午前九時[illegible]代橋[illegible]
[illegible]日十時[illegible]帰宅

一 午後三時[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十六日晴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十八日晴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿一日晴 宇刻
一年寄十時出御

廿四日晴

廿五日　晴　四十七度　朝　五十三度

一　午前九時出宅ニ而紀伊守殿へ行、夫より橋本根岸様・松本様・吉田様十時帰宅
午前十時参殿致し小西

一　午後三時野間様へ参ル、夜同道
及午後四時同道ニ而帰

一　午後五時頃八十八始終（?）
へ参り伊藤様へ（?）御（?）
渡方（?）御一覧ニ候
同七時頃帰宅致候

廿六日　晴　五十七度

一　本日一月ト出来候ニ付
御（?）三年（?）御（?）
出勤（?）一覧致ス

一　東京書記雅（?）一冊
（?）より御返却（?）

一　午前九時出宅（?）
紀伊守殿へ行
金（?）二十二日（?）
（?）十時帰宅

一　唐（?）
[illegible]
返（?）

一　上（?）
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

廿九日晴。早旦度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

四九

明治七年

日記

武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

明治七年甲戌一月

一日 木曜 晴 午後雪 寒暖計華二度

一新年祝事大略近例
之通 陛下御拝被為済 神武帝御陵 孝明帝御陵 文武天皇御陵 御代拝
勅使被差遣之

一新年賀表奉呈一同
威儀を正し 御前に於て 天皇陛下へ賀詞言上 畢て

引籠候而當番之所今日出勤
被為仰無是非候ニ付加役相済
右御用ニ付出勤之候也
一馬持数寄屋町野田武助
手紙ニ而注進有之
当番御用前日出勤也

三日晴 四十度
一午後一時過馬持数寄屋町平蔵
引取候而教出候日ニ付又
帰宅 馬持ニ付出勤
手数料無御座候ニ付相渡之候
右之年銀ニ付

四日晴 三十九度
一午前八時過過伊勢大田姫
稲荷社より差添 神田社家
鈴木世柄 代伯者之
中之重兵衛当年限
拝借之事 但之

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

六日 晴 寒暖三十九度 氷厚サ二十五分程

一 年寄衆今日宅ニ而当所御用之儀ニ付
組伊勢屋吉兵衛立会相談
御備物之事等夫々相談之上相済
ヨリ四時頃帰宅中飯之上
尚又出勤 四十度之処
一 年寄衆今日も出勤御用之儀
相済其後帰宅致候

七日 晴 寒三十三度

一 従今日馬場町繁栄造酒会学
会ヲ催シ諸学校生徒三十三名
ニ付出勤
一 中学区二十六学区学校
落成ニ付開業式
ニ付出勤 午前十時ヨリ相
済其後帰宅
諸事相済候
右之通り相済候事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

八日晴 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一

九日 雲 [illegible]

十日 晴 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十日晴

十二日　晴　当番　平井次郎左衛門

一、今朝九ツ時出宅、法皇様御用之義
参り、政所へ参り候所、坊主を以申入
御取次衆并坊主衆、年寄衆へ申入
出勤申候、御用相済、御所出勤
十二時過に帰宅、其外相替儀
無御座候、当番平井次郎左衛門
御用向相済、暮六ツ時
出、法皇様御所へ参り、暮六ツ時
より帰宅、暮六ツ時過
帰宅

一、今日御所御用之儀申
申上候所、御承知被成候

一、御所ゟ御用

一、今日御所御用向相済候、二条様御用、松井左衛門
相勤申候

一、今日御所御用並松井右衛門
御用相済、御帰り候

十三日　曇　当番　平井次郎左衛門

一、今朝九ツ時出宅、二条殿町通
より御所ヘ参り、御用相済
一、今日御所御用、松井右衛門
御用並、御所へ参り候所
御用向相済、夜五ツ時帰宅

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十四日雨 半ニ
一半ニ七分通風
引 雨ハ止ム
一半ニ九分半ニ
十分ニ日光
一半ニ十時過ニ
汁器ヲ進ム
一半ニ膳ヲ撤ス
一半ニ二分半ニ
汁器ヲ進ム
一半ニ二分半ニ
汁器ヲ撤ス
一半ニ二分半ニ
比羽通ル
一半ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

右ハ書面之通無之候ニ付唐
橋所ヘ参上致し近藤甲斐守
殿ニ面談致し申立候處
古田源兵衛参上致ス二而 用状
二日ニ付

但 魏者御評議ニ不及由申候
右者古田殿相済候ニ付候得共申候
店ヘ引取候處兼而申候

十八日 晴 朝度 午時 晴天

一 午前十時出宅二条御所町迄
　罷出 午後十二時帰宅
一 本日ハ所司代参上致し候
　二付申上候
一 於ニ殿御前書面ハ不残経
　一見ノ上相済候伺届
　一通之御届

一 橋合御用之儀申上候
　儀ニ御座候二条御届

一 多之儀ニ付無事届候一通
　差出し申候

十九日 晴 朝二度 午時 晴天

一 午前十時出宅御所迄罷出
　多町丸引十一時帰宅
一 本日ハ三條通松本清三郎
　殿山中様生し諸取調
　済第ニ付御届書上候

廿日 晴 寒気夜

大雪ニ及候哉

年番 野宮 二条

一 昨十九日夜 当方より 両伝奏
より井上出羽守殿へ 被仰渡
候儀有之 申上置候 [illegible]
右被仰付候ニ付 御届書付
松尾殿より御達ニ付 [illegible]
松平 [illegible] 他 用談
御用之儀 [illegible] 申来候
右之段 申上候

一 日十一日夜 [illegible] 之由 承知 相済

一 出雲守 [illegible] 楢山 [illegible]

一 右者 諸事 [illegible] 申上候
書付 壱通 [illegible]
[illegible] 一 書 [illegible]
右者 [illegible]

一 昨日 申 [illegible] 伝奏 [illegible]
井上出羽守殿 [illegible]
也 [illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館 タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

廿八日晴

三十日 曇 午刻より晴 辛亥

三十一日 曇 午刻より晴 辛亥

二月

一日 日曜 晴 辛酉

二日晴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

五日晴

七日晴

十日晴

十二日 晴 [illegible]

十三日雪

十五日晴 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

十七日晴 三十度
一未後一刻頃出宅 御所へ参内
町多町烏丸通 川口殿へ寄宅

十八日晴 三十八度
一未後一刻頃 御所へ参内
宗務一通ニ而 御所へ伺候
一両宗門伺之通 御免被仰渡
一其後 御所へ参内
御用相勤 申刻ニ退出

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

廿一日雲三十八度

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

廿二日晴 [illegible]
一年寄十時分 [illegible]
退年過重 [illegible]
多戸冬ま出 [illegible]
為 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

廿四日 曇 巳刻ゟ雨
午刻十時過ゟ晴 午后は三時頃ゟ
星相見小雨
一 家領小林下代主上兩三月分
壱分三朱下ル [illegible]
三百両之入

廿五日 晴 三千石御渡
大和なとゟ [illegible]
一 午刻十六日 [illegible] 大 [illegible] 之 [illegible]
被為入 [illegible] 御 [illegible]
一 [illegible] 御 [illegible] 中 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

廿六日晴 辛酉 水曜 二度

廿七日晴 壬戌 木曜 三度

廿七日晴
一午ノ十刻参内
一午ノ十刻退出
一酉ノ十二刻参内
一亥ノ一刻退出
一午ノ刻参内
一亥ノ一刻退出

廿八日晴
一午ノ十刻参内
一酉ノ十刻退出
一亥ノ刻参内
一子ノ刻退出

三月大

一日晴 辛丑 庚申 丁巳 午ノ一刻入梅入ル

二午ノ十刻降雨 申ノ刻止 酉ノ刻雨降 戌ノ刻止 亥ノ刻雨降 子ノ刻止 丑ノ刻雨降 寅ノ刻止

二午ノ一刻雨降 申ノ刻止 酉ノ刻雨降 戌ノ刻止 亥ノ刻雨降 子ノ刻止 丑ノ刻雨降 寅ノ刻止

二日曇 壬寅 辛酉 戊午 午ノ刻雨降 未ノ刻止 申ノ刻雨降 酉ノ刻止 戌ノ刻雨降 亥ノ刻止

三日晴辛丑
一次勞之次第
假出殿
一年後辛卯生子誕
来由社參詣
一年後辛丑九度
四日雨辛卯
一年後辛巳出産
町口ヘ引移
一年後辛未大臣之
町
一年後辛酉
一年まで町屋敷
一年後辛亥

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

九日

十日雨

十一日 雨 風 午刻 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一

十三日晴 辛酉 水
一番十村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
十四日晴 壬戌 木
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
十四日晴 壬戌 木
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番
一年北方村当番

十五日晴 三条

十七日雲

十六日晴 三十六

十九日晴

廿日晴

廿一日 晴 四十六度
春分午前三時五十六分五十三秒
午後六時ヨリ小雨

一 午前十時過出宅 雉子町迄
参り 同十一時過 帰宅
一 午後一時過 下川自宅へ参り 文
来年之儀 委細申上 住人へ 申付
先月中 旬ニ 招集 十二月ニ 出仕
申付候事 右来年之 申旬ニ北
海道ニ 参上致シ 候ニ付 申上
同時過ニ帰

廿二日 曇 四十二度
午前七時頃ヨリ 細雨
ヨリ小雨

一 午後二時出宅 佐柄木町迄
参り 同三時過 帰宅
一 午前十時後 岩本小三郎 来ル 十年
振 同時過ニ帰
一 午後二時後 [illegible] 所用
ニ付 [illegible] 大平戸 [illegible]
人 [illegible]
色々 [illegible]
[illegible] 中 [illegible]
ニ帰

廿三日雨 朝より雨 夕方止 平六十二度

一 今朝十時過ヨリ出宅 永田
雉子町岡ヘ行 同十時過帰宅

一 家作之件下ケ代料書面 弐十年
四月分手当ニ差入候事
二度之返事 山本真一殿
ヘ遣ス

廿四日晴 平六十九度

廿五日曇 平六十六度 午前十一時過ヨリ雨 夕方晴

一 今朝十時頃出宅 三番町ヘ行
四時過帰宅

一 午前十一時 壱丁目 永井許ヘ罷出
ル

一 高辻同苗 殿ヘ 白銀 壱封
御 進上
壱 御使 午前十時頃

廿六日雨
廿七日
廿八日
廿九日

廿七日雨 卒去
寵
廿八日曇 卒去
一午刻十分出宅 雑司町へ行
一午刻十分退宅
廿九日雨 卒去

三十日 雲 午の刻 大雨 坂晴

一 春宮方より御文 度

土夜 雨 申の刻 坂晴 御文 路

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

四月小

一日 水 戊子 晴 平二度

一午後 御所内 主殿 勝久

一午後 御所内 主殿 勝久

一午後 御所内 主殿 勝久

二日 晴 平二度

一午ノ下刻 御所内 主殿 勝久

一午ノ下刻 御所内 主殿 勝久

一午ノ下刻 御所内 主殿 勝久

三日 庚寅 晴 半一度

神武天皇御拳百廿年陵

神祇官 宮内省 兵部省 各一人

一年後府退出

一年後府退出 北曲社 一年拝

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人 陽明 各一人

四日 晴 半一度

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人 陽明 各一人

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人 陽明 各一人

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人 陽明 各一人

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人 陽明 各一人

一年後府退出 北曲社 一年拝 梅宅 一年拝 東西 各一人 陽明 各一人

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

五日晴 …
一午刻九分 …
寒暖計 …
一午刻九分 …
寒暖計 …

六日晴 …
一午刻九分 …
寒暖計 …
一午刻九分 …
寒暖計 …

七日晴 …
一午刻九分 …
寒暖計 …
一午刻十分 …
寒暖計 …